



消防法令違反に係る告発

本組合では、近年の雑居ビルや宿泊施設等で死者が発生した火災において、その多くが消防法令違反対象物であることから、特に自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置となっている、いわゆる重大違反対象物の違反是正について重点的に取り組んでいます。

本組合管内において、消防法に基づく消防用設備等の設置命令に従わず、違反の状態が長期間是正されなかった当該対象物に対し下記のとおり、消防法違反として郡山警察署へ告発したことをお知らせします。

記

- 告 発 日 令和 7 年 9 月 19 日 (金)
- 対 象 物 東北化学工業株式会社郡山工場 (福島県郡山市昭和一丁目 2 番 4 号)
- 違 反 内 容 消防用設備等設置命令違反 (自動火災報知設備及び誘導灯)
- 告 発 理 由 本件建物に設置を要する消防用設備等が設置されていないことから、消防機関が幾度にわたり指導を行ったが是正されず、消防法に基づく設置命令さえも履行されないため。

【お問い合わせ先】

郡山地方広域消防組合消防本部

予防課 橋本 洋一

TEL : 024-923-1758 FAX : 024-921-8777

メール : yobo@shobo.koriyama.fukushima.jp